

ファクトシート

水産物の透明性による違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策の必要性

1. 国連の持続可能な開発目標 (SDGs) が目指す持続可能な漁業

2015年9月、世界各国代表により「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として持続可能な開発目標 (SDGs) が採択されました。SDGsを通じて先進国、新興国が共に貧困を終わらせ、地球環境を守り、すべての人が豊かさを楽しむことができる「誰も取り残さない」より良い世界を構築していくことに合意しました。SDGsでは今後15年間にわたり国連加盟各国の政策アジェンダの指針となる17の目標 (図1) とそれに付随する169のターゲットが掲げられました。SDGsは全加盟国に適用されるものであり、目標達成に向けて各国での自主的な国内体制の構築が必要となります。

安倍総理大臣はSDGsが採択された2015年国連サミットの際において日本がSDGsの実施に最大限努力し、持続可能な環境・社会づくりに向けて一層努力する意向を表明しました。SDGsの採択後、安倍総理はSDGsに関連する施策を関係行政機関全体で総合的かつ効果的に推進するため、持続可能な開発目標推進本部を設置しました。



図1. 国連の17の持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsの目標14は「持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことを定め、以下のターゲットが含まれます。

「2020年までに、漁獲を効果的に規制して、過剰漁獲や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業および破壊的な漁業慣行を撤廃し、科学的情報に基づいた管理計画を実施することにより、実現可能な最短期間で水産資源を、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる持続的生産量のレベルまで回復させる。」 (ターゲット14.4)」

目標14の達成には近年世界的に悪化傾向にある水産資源の状態に対処しなければなりません。1963年に9.9kgだった世界の一人当たり水産物の消費量が2013年には19.7kg増加する²とともに、技術の進歩等によって²世界全体の漁獲努力量は過去40年間で4倍となりました¹。しかしながら養殖を除いた世界の漁業生産量は1980年代から横ば

いにあります²。世界の水産資源の90%近くはすでに生物学的限度もしくはそれ以上まで漁獲されています²。

世界第5位の海面漁業生産量を有し、世界第3位の水産物の輸入市場である日本は²、持続可能な漁業の実現に向けた取組みに欠くことのできない存在です。2017年6月5～9日にニューヨークで開催されるSDGs目標14の実施に向けた国連ハイレベル会合は、日本が目標14の達成に向けたリーダーシップと実践的な取組みを示し、IUU漁対策へのコミットメントを表明する最良の機会となります。



Fish for sale on the beach at Puerto López, Ecuador. ©Mark Godfrey/TNC

2. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業とは?

IUU漁業とは国家、地域もしくは国際社会により定められている法的な保全管理措置に反して行われる漁業活動のことを指します。IUU漁業は国家の管轄外で法の執行が困難な海域においてとりわけ蔓延しています²。

IUU漁業はその性質上、総漁獲量又は総漁獲高を計ることは困難ですが、既存の推計では著しき規模と量のIUU漁業由来の水産物が世界市場で取引されていることが示され、保全管理措置の違反を表しています。アグニュー、他³は世界全体の漁獲量に占めるIUU漁業の割合が13～31%あり、100～235億ドルの損失額に相当すると推計しています。スーター、他⁴は中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)⁵適用水域におけるメバチマグロの総推計漁獲量の35%(56,000トン)はIUU漁業によるものであると推計しています。

IUU漁業は海洋資源の危機的な状態をより深刻なものとし、またIUU漁業は持続可能な漁業の実施に欠かせない資源量評価の信頼性及び有効性を損ねます。従ってこのような破壊的な活動に立ち向かうことは水産資源の回復につながります。

3. IUU漁業対策に向けた国内および国際的な取組み

国際社会は国際的なガバナンスの強化によるIUU漁業対策の取組みにコミットしてきました。ガバナンスの弱い地域においてはIUU漁業が蔓延しているとの相関性が示されており³、管理措置の強化や法の支配はIUU漁業の防止、抑制及び廃絶の鍵となると考えられています⁶。日本政府もIUU漁業対策及び国際協調の重要性を認識しており、以下、関連の国内及び国際的な取組みを紹介します。

3.1. IUU漁業の防止、抑制及び廃絶のための国際行動計画(IPOA-IUU)

2001年に国連食糧農業機関(FAO)は「責任ある漁業のための行動規範(1995年)」の枠組み内の自主的手段として「違法・無報告・無規制漁業の防止、抑制及び廃絶のための国際行動計画(IPOA)」を採択しました。IPOAは全ての関係国の責任を規定し、沿岸国措置、寄港国措置、又は国際的な合意に基づく市場関連措置などのあらゆる措置を講ずることを推奨しています。また、IPOAは2004年までに、地域漁業管理機関(RFMOs)による取組みの履行など、各国の行動計画の施行を求めました。

3.2. EU及び米国との共同声明

2012年7月に欧州委員(漁業・海事担当大臣)と日本の農林水産大臣はIUU漁業問題への取組みに関する共同声明に署名しました。旗国および市場国として、両国は海洋生物資源の保存及び持続可能な開発に重大な脅威となるIUU漁業に対する効果的な手段の採択を支持することに合意しました。米国海洋大気庁と日本の水産庁も2015年12月に世界的及び地域的なレベルにおいてIUU漁業と闘うため、効果的な措置の確立に向けた協力を強化する旨の共同声明に署名をしました。

3.3. 海洋安全保障に関するG7外相声明

海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合が2015年12月にドイツで行われた後、2016年4月に広島で開催された会合において、G7(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国)外相による海洋安全保障に関する声明が発出されました。同声明にはIUU漁業防止のための措置および規制の実施を支持する文言が以下のように含まれました。

「我々は、世界の安定、安全および繁栄を脅かす、海賊および海上武装強盗、海洋空間での国境を越えた組織的犯罪およびテロ、人身取引、移民の密輸、違法・無報告・無規制(IUU)漁業、およびその他の海上活動を強く非難しつつ、これらの脅威に対処するための国際協力を追求することに対するコミットメントの継続を表明する。我々は、IUU漁業の防止に向けた対策や規制の実施を確実にするための取組みを強化することの重要性を特に強調する。」

3.4. G7新潟農業大臣会合宣言

2016年4月、G7各国の農業大臣は、国際的課題の核心としての世界の食料安全保障を議論するために集結しました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施を支えると同時にG7農相らは持続可能な漁業資源管理の一環としてIUU漁業の防止に関する措置や規制を含めた様々な方策を通じて食料安全保障問題に取り組むことを約束し、声明文には以下の文言が含まれました。

「彼ら(大臣達)は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の防止に向けた措置や規制の実施を確実にするよう努めること、また、第三国や地域又は国際的な専門機関に対して、こうした努力を強化するよう奨励することをコミットする。」

3.5. 寄港国措置協定

2016年6月、違法・無報告・無規制漁業の防止、抑制及び廃絶のための寄港国措置協定(PSMA)が発効しました。2009年のFAO総会で採択されIUU漁業に特化した法的拘束力を持つ同協定は、現在までに46カ国⁷(表1)が批准しています。



Tuna purse-seine fishing boats in Pohnpeian waters off-loading their tuna catches to trampers that will keep it frozen and transport to ports in China and Japan. © Nick Hall

表1. PSMAを批准した国々(2017年4月14日現在、出典:FAO⁷)

アルバニア	オーストラリア	バハマ	バルバドス	カーボヴェルデ	チリ
コスタリカ	キューバ	ドミニカ	欧州連合*	フランス+	ガボン
ガンビア	ガーナ	グレナダ	ギニア	ガイアナ	アイスランド
インドネシア	マダガスカル	モルデュー	モーリタニア	モーリシャス	モザンビーク
ミャンマー	ニュージールランド	ノルウェー	オマーン	パラオ	パナマ
韓国	セントクリストファー・ネイビス	セントビンセント・グレナディーン	サントメ・プリンシペ	セネガル	セーシェル
ソマリア	南アフリカ	スリランカ	スーダン	タイ	トーゴ
トンガ	米国	ウルグアイ	バヌアツ		

*欧州連合はPSMAの下では一調印国および一批准国として数えられます。欧州連合の加盟国にはオーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス+、ドイツ、ギリシャ、スペイン、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、英国が含まれます。

+フランスは同国の海外領土を代表して批准しました。フランスの海外領土には仏領ポリネシア、サン・マルタン、ニューカレドニア、サン・バルテルミー、フランス領南領域、サン・ピエール・エ・ミクロン、ウォリス・フツナが含まれます。

PSMAは強固な寄港国措置によるIUU漁業の防止、抑止及び廃絶を目指し、加盟国は違法に漁獲された魚の水揚げを防止するよう港の管理と共に以下のような対策措置を講じることが求められています⁸。

- 入港を希望する外国漁船への事前許可申請の義務付け
- 有効な検査設備を有する港に限った水揚げの許可
- 当該外国漁船に対して旗国からの漁業権及び操業海域の管轄国からの許可の提示の義務付け
- IUU漁業に従事している疑いのある漁船の場合は全面的入港の禁止、検査目的のみの入港許可、又は水揚げ、給油、物資補給の拒否などの措置を講じる。
- (入港を拒否された場合および検査により問題が発覚した場合は)旗国や協定の他加盟国および近隣諸国の港長に情報提供する

広域な海洋におけるモニタリング、追跡、立入検査等の従来の海上でのIUU漁業対策措置は海洋の規模及び必要となる技術にかかる費用により実施が困難でありました⁸。他方、寄港国措置は効率的で費用効率も高く、かつ安全なIUU漁業対策措置であると考えられています^{8,9}。国際社会は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」達成に向けて発効されたPSMAにおいて講じられる手段を活用することが期待されています。

主要なPSMA加盟国には欧州連合や米国等の水産物の輸入大国が含まれます。欧州連合と米国の市場規模はそれぞれ27%と13-14%であり^{10,11}、世界シェア13-14%を有する¹¹もう

一つの大規模な水産物市場である日本が加盟国となれば、欧州、米国と合わせて世界の水産物市場の三分の二を占めることとなり、協定の効果的な実施に資するでしょう。

この度の国際シンポジウム『水産物の透明性と持続可能性』は、この問題に関わりのある、又は影響を受ける日本の様々なステークホルダーの皆様が情報共有をし、他国の経験から学び、実施可能な次の取組みに関して議論する機会となります。シンポジウムで検討される対策として、IUU漁業対策に向けた国際協力の強化、透明なトレーサビリティ制度の構築による水産物輸入の規制・管理・監視、水産企業・小売業者・消費者による購買基準の向上等が挙げられます。

ENDNOTES

¹ Arnason, R., Kobayashi, M., and de Fontaubert, C. (2017). *The Sunken Billions Revisited: Progress and Challenges in Global Marine Fisheries*. Washington, DC: International Bank for Reconstruction and Development (the World Bank).

² FAO. (2016). *The State of World Fisheries and Aquaculture – Contributing to food security and nutrition for all*. Rome: FAO.

³ Agnew, D. J., Pearce, J., Pramod, G., Peatman, T., Watson, R., Beddington, J. R., & Pitcher, T. J. (2009). Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. *PLoS ONE* 4(2): (e4570, 8 p.).

⁴ Souter, D., Harris, C., Banks, R., Pearce, J., & Davies, T. (2016). *Towards the Quantification of Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) Fishing in the Pacific Islands Region*. Toowong, Australia: MRAG Asia Pacific.

⁵ WCPFC is one of the Regional Fisheries Management Organisations (RFMOs), an international organisation formed by countries with fishing interests in a specific area.

⁶ High Seas Task Force (2006). *Closing the net: Stopping illegal fishing on the high seas*. Governments of Australia, Canada, Chile, Namibia, New Zealand, and the United Kingdom, WWF, IUCN and the Earth Institute at Columbia University. http://www.imcsnet.org/imcs/docs/hstf_final_report.pdf

⁷ FAO (April 14, 2017): Status of Port State Measures Agreement http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/legal/docs/037s-e.pdf

⁸ FAO (June 5, 2016). *World's first illegal fishing treaty now in force*. <http://www.fao.org/news/story/en/item/417286/icode/>

⁹ The PEW Charitable Trusts. (2016). *Benefits of Becoming a Party to the Port State Measures Agreement: Why countries should join their neighbours in the global fight against illegal fishing*. <http://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2016/06/benefits-of-becoming-a-party-to-the-port-state-measures-agreement>.

¹⁰ FAO Fisheries and Aquaculture Department. (2009). *The State of World Fisheries and Aquaculture 2008*. Rome: FAO.

¹¹ Pramod, G., Nakamura, K., Pitcher, T. J., & Delagran, L. (2014). Estimates of illegal and unreported fish in seafood imports to the USA. *Marine Policy* 48: 102-113.



Fishing vessels in Choshi, Chiba – Japan. © Takashi Hososhima/Wikimedia

CONTACT

Marta Marrero Martin | marta.marreromartin@TNC.ORG

FURTHER INFORMATION

The Nature Conservancy is a global conservation organization dedicated to conserving the lands and waters on which all life depends. Guided by science, we create innovative, on-the-ground

solutions to our world's toughest challenges so that nature and people can thrive together. We are tackling climate change, conserving lands, waters and oceans at unprecedented scale, and helping make cities more sustainable. Working in more than 65 countries, we use a collaborative approach that engages local communities, governments, the private sector, and other partners. To learn more, visit www.nature.org or follow @nature_press on Twitter.